

議第52号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2 京都市持続可能な行財政審議会の項を次のように改める。

京都市持続可能な行財政審議会	持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会	持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を設置する必要があるので提案する。